

9 理事、取締役等の状況 【農地所有適格法人要件】農地法第2条第3項第3号

氏名	住所	国籍等 ^{※14} 在留資格等	農業 ^{※15} への従事日数		うち農作業への従事日数	
			前年実績		見込み	
			前年実績	見込み	前年実績	見込み

*その法人の農作業に年間 60 日以上従事する理事、取締役等がいない場合には、その法人の農作業に年間 60 日以上従事する重要な使用人^{※21}も記載してください。

10 農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響^{※22} 【地域との調和要件】農地法第3条第2項6号

11 その他参考となるべき事項

(1)譲渡等の理由（該当する内容に○をしてください）

譲渡理由：【高齢化・労力不足・離農・農業承継・耕作利便交換・生活営農等資金・負債整理・その他（ ）】
譲受理由：【規模拡大・農業承継・耕作利便交換・新規就農・その他（ ）】

(2)その他参考となるべき事項^{※23}（ ）

12 添付書面

(1)必ず添付するもの

- 土地の全部事項証明書
- 譲受法人の全部事項証明書
- 定款の写し
- 組合員名簿又は株主名簿の写し
- 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等届出書

(2)該当する場合添付するもの

- 土地改良区の農地移動確認証明（土地改良区内の農地の場合）
- 農地等利用計画書（新規就農、市外居住者のいずれかに該当する場合）
- 構成員が承認会社であることを証する書面・構成員の株主名簿の写し（構成員に承認会社が含まれる場合）
- 農作業に従事する者の配置の状況（複数市町村にまたがって所有権等を有する場合）
- 単独申請の根拠書類^{※24}（農地法施行規則第10条1項各号に該当する場合）
- 別紙（様式例第1号の4）（次のいずれかに該当する場合【I 非耕作地がある場合 II 転貸禁止の例外に該当する場合^{※25} III 貸借権が設定された農地等の所有権を取得する場合^{※26} IV 区分地上権等を設定する場合^{※27}】）
- その他必要と認める書類^{※28}（書類名称（ ））

許可指令書

仙台市（ 仙農委）指令第 号

本申請は、許可します。

令和 年 月 日

仙台市農業委員会会長

記入要領【様式例第1号の3記入用】

- ※1 「国籍等」の欄には、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、1の「認定経営発展法人」の欄に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- ※3 区分地上権（民法第269条の2第1項に規定する権利又はこれと内容を同じくするその他の権利）を設定・移転する場合には、申請書の4から10までの記載は、不要です。
- ※4 「権利取得者等」とは権利を取得しようとしている法人を、「所有権等」とは所有権、賃借権、使用貸借による権利等を、「農地等」とは農地及び採草放牧地をいいます。
- ※5 「非耕作地」となっている農地等がある場合、別紙（様式例第1号の4）のIに、その所在、地目、面積及び状況・理由を記載してください。
- ※6 所有权以外の土地のうち「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する農地です。
- ※7 「作付（予定）作物名」は、生産する農畜産物の名称を種類ごとに記載して下さい。今後作付けする予定の場合は、名称の後に（予定）と追記してください。
- ※8 「機械等の保有状況」は、大型の農業用機械及び農耕用の家畜について現に保有している導入済分と導入予定分に区分し、リース契約の対象のものも含めて記載してください。
- ※9 複数市町村にまたがって所有権等を有する場合には、仙台市外に所有する面積を括弧内に記載の上、別紙 農作業に従事する者の配置の状況に市町村別の内訳を記載してください。
- ※10 既存のリース契約又はその予定がある場合は、機械等の保有状況の内数としてその種類と数量も記載してください。
- ※11 「資金繰りの内容」は、機械等を導入する計画がある場合に、自己資金又は金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なもの）等資金の調達方法について記載してください。
- ※12 雇用形態別に、対象となる人数又は年間従事延べ人数等、労働力の量が把握できる内容で記載してください。
- ※13 「増員予定」は、概ね1年以内に増員を予定している場合に、雇用形態別に、増員する人数又は年間従事延べ人数等を記載してください。
- ※14 申請書の7の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びに9の「国籍等」の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください。（ただし、申請書の7の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限ります。）
「国籍等」の欄には、個人にあっては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を、法人にあってはその設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、日本国籍以外の場合は「在留資格等」の欄に、中長期滞在者にあっては在留資格を、特別永住者にあってはその旨を、記載してください。
- ※15 「農業」は、以下に掲げる関連事業等を含み、また、その法人の行う農作業のほか、労務管理、市場開拓等も含みます。
(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業（関連事業）
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
(2) 農業と併せ行う林業
(3) 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事
- ※16 「農作業委託の内容」は、その法人に委託している農作業を「〇〇作業を委託」と記載してください。
- ※17 「農業協同組合」には農業協同組合連合会を含みます。
- ※18 「承認会社」とは農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する会社をいいます。
- ※19 売上高のうち「農業」の欄には、法人の行う耕作等の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」の欄に記載してください。
- ※20 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- ※21 「重要な使用人」とは支店長、農場長、営農部長その他どのような名称であるかを問わず、その法人の行う耕作等の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいいます。権限及び責任を有することについては、その法人の代表者が発行する証明書、その法人の組織に関する規則等で確認します。
- ※22 権利取得者等が予定している農作業を実施した場合に、周辺の農地等の農業上の利用にどのように影響するのか、記載して下さい。
周辺の農地等の農業上の利用への影響として、例えば、地図計画等により取り組んでいる集落営農や経営体への集積等に対する支障、農薬の使用方法の違いによる耕作等の事業への支障等が考えられます。見込まれる影響がない場合は、「なし」と記載してください。
- ※23 「その他参考となるべき事項」は、申請書を提出する農業委員会において指示された事項を記入してください。
- ※24 「単独で申請の根拠書類」は、競売や和解、民事調停等、当該案件に応じた書類を添付してください。
- ※25 所有权以外の権原に基づいて耕作等の事業を行っている農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸）は、転貸禁止の例外事項として別紙のIIの該当箇所の□を☑にしてください。
- ※26 申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者等が許可後直ちに自ら耕作等の事業を行うことができない場合には、全部耕作要件の例外事項として別紙のIIIの該当箇所の□を☑にしてください。
- ※27 区分地上権等を設定する場合には、別紙のIVに記載してください。
- ※28 「その他必要と認める書類」は、農業委員会において指示された書類を、書類の名称を記載の上添付してください。（例：土地の位置図、耕作証明書等）

別 紙

【下記のいずれかに該当するときに提出するもの】

I 非耕作地となっている農地等がある場合<農地法第3条第2項第1号関係>

市区町村名		仙台市 区			
	所在・地番	地 目		面 積 m ²	状況・理由
		登記	現況		
所有地					
所有地以外の土地					

* 現に耕作又は養畜（以下「耕作等」）の事業に供されていない農地等について（生産調整によるものも含みます。）記入してください。
 状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等、耕作等の事業に供することができない事情等を詳細に記入してください。

II 例外としての転貸に該当する場合<農地法第3条第2項第5号の括弧書き関係>

所有権以外の権原に基づいて耕作等の事業を行っている者（賃借人等）が、その農地等を法人に貸し付け、又は質入れしようとする場合は、下記のうち該当する□を囲してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等により、その土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合
- その土地の水田裏作（田において稻を通常栽培する期間以外の期間、稻以外の作物を栽培すること）の目的に供するため貸し付けようとする場合
(表作の作付内容= 、裏作の作付内容=)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、その土地を、その法人に貸し付けようとする場合

III 賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合<農地法第3条第2項第1号、同法施行令第2条第1項第2号>

申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者が、当該農地等を許可後直ちに自ら耕作等の事業に供することができない場合には、下記の□を囲してください（両方とも該当していることを要します。）。

- 賃借権等の存続期間の満了その他の事由により、権利取得者が当該農地等を自ら耕作等の事業の用に供することができる時期（申請時から1年以内）が明らかである。
- 権利取得者が、上記時期の到来により直ちに、現に保有する機械等、農作業に従事する者の数等を勘案し、自ら耕作等の事業の用に供することができる。

IV 区分地上権等を設定する場合<農地法3条2項ただし書>

民法269条の2第1項の規定による地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転については、下記に事業・計画の内容（権利取得の目的、権利を設定する部分の高さ、設置物の内容等）、周辺の土地、作物、家畜等の防除施設の概要及び関係権利者等の同意又は調整の状況について記載してください。

事業・計画の内容

周辺の土地、作物、家畜等の防除施設の概要及び関係権利者等の同意又は調整の状況